

# 令和7年度 就学援助のお知らせ

北名古屋市教育委員会

北名古屋市では、児童生徒が学校生活を円滑に送れるように、就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、学用品費・学校給食費などの一部を援助しています。

## I 援助の対象となる方

市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者の方で、次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由		必要な証明書類	
		市内在住の方	市外から転入された方 (令和7年1月2日以降に転入された方)
①	生活保護を受けている方 生活保護が停止又は廃止になった方		不要
②	児童扶養手当の支給を受けている方		不要 (※児童手当・特別児童扶養手当は該当しません。)
③	市民税が非課税の方	不要	令和7年度市県民税非課税証明書
	市民税が減免された方		市県民税減免決定通知書の写し
④	国民年金の掛金が全額免除された方		国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
	国民健康保険税が減免された方		国民健康保険税減免申請に伴う決定書の写し
⑤	上記以外で経済的に困窮している方 (申請書では、「5 その他」になります。)	不要	下記のうち、いずれかをご提出ください。 <input type="radio"/> 令和6年分所得税確定申告書の写し <input type="radio"/> 令和7年度市県民税課税証明書

※ ③～⑤に該当する方は、同一生計の世帯全員の状況を証明することが必要です。

※ 課税証明書(③及び⑤の証明書類)の発行は6月頃からとなりますので、提出が必要となる方は、先に申請書のみをご提出ください。

※ 令和7年1月1日時点で北名古屋市民の方であっても、税の申告を行っていない場合は、③及び⑤の証明書類の提出を求めます。

【参考】令和7年度就学援助認定に係る所得基準額の目安(申請理由⑤に該当する方)

世帯人数	世帯構成(例)	世帯全員の年間所得基準額
3人	父・母・小学生	約246万円以下
4人	父・母・中学生・小学生	約322万円以下
5人	父・母・中学生・小学生・小学生	約382万円以下

※ 上記の表はあくまで目安です。世帯構成や年齢等が異なる場合、認定にかかる所得額は異なります。

※ 所得基準額とは、世帯全員の令和6年中の総所得額(所得控除前)の合計から、社会保険料等の控除額の合計を差し引いた額をいいます。

## 2 申請手続き

### ◆ 申請に必要なもの

- (1) 就学援助費受給申請書・振込先口座依頼書 兼 委任状(小中学校、学校教育課窓口、または北名古屋市HPから入手できます。)
- (2) 申請理由に応じた証明書類(「I 援助の対象となる方」をご確認ください。)

### ◆ 申請先

入学先の小中学校

### ◆ 申請期限

申請は、隨時受付けています。

### ◆ 申請上の注意事項(重要)

- (1) 申請は、毎年度必要となります。令和6年度「認定」を受けている方も新たに申請を行ってください。
- (2) お子様が小中学校にそれぞれ在学している場合は、学校ごとに申請書を作成してください。
- (3) 申請書等に不備があった場合、訂正等により審査できる状況になるまで、認定保留となりますのでご注意ください。

### 3 おもな援助内容（生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。）

支給費目	小学校		中学校		備 考
	学年	支給額(年額)	学年	支給額(年額)	
学用品費	全学年	11,630 円	全学年	22,730 円	認定月から月割支給します。
通学用品費	2~6年	2,270 円	2~3年	2,270 円	認定月から月割支給します。
新入学学用品費	1年	57,060 円	1年	63,000 円	4月認定を受けている方のみ対象です（入学期支給を受けた方は対象外）。
校外活動費 (宿泊なし)	実施学年	実 費 (上限 1,600 円)	実施学年	実 費 (上限 2,310 円)	校外活動（遠足・野外活動）・修学旅行の実施日までに就学援助を受けている方が対象です。
校外活動費 (宿泊あり)	実施学年	実 費 (上限 3,690 円)	実施学年	実 費 (上限 6,210 円)	
修学旅行費(*1)	6年	実 費	3年	実 費	
学校給食費(*2)	全学年	実 費 (1食上限 270 円)	全学年	実 費 (1食上限 310 円)	現物支給（口座振替による引き落としを行わず、直接市が負担）にて対応します。（*3）
PTA会費	全学年	実 費 (上限 1,560 円)	全学年	実 費 (上限 1,560 円)	認定月から月割支給します。
医療費	全学年	実 費	全学年	実 費	学校から治療の指示のあった対象疾病（*4）の治療費のみが対象です。（*3）
クラブ活動費(*5)			全学年	実 費 (上限 30,150 円)	申請方法は、審査結果通知時にお知らせします。
卒業アルバム等購入費	6年	実 費 (上限 11,000 円)	3年	実 費 (上限 10,000 円)	卒業アルバムを購入されていない方は、対象外となります。
オンライン学習通信費	全学年	実費（貸与型）	全学年	実費（貸与型）	現物支給（モバイルルーター）にて対応します。

(\*1) 原則、実施された学期末での支給を予定しておりますが、学校での修学旅行費の精算が終了していない場合は、翌学期末に延期して支給することがありますので、ご了承ください。

(\*2) 認定前は、あらかじめ口座振替により給食費を引き落としさせていただき、認定後に保護者負担額を返金いたします。対象となるのは、認定日からです。なお、給食費を除いた教材費等の集金は引き続き行われます。本市に住所を有し、本市以外の小中学校に在学している場合は、上限内の実費分を認定保護者の口座へ返金いたします。

(\*3) 本市に住所を有し、本市以外の小中学校に在学している場合は、上限内の実費分を認定保護者の口座へ返金いたします。また、愛知県立の中学校における医療費と給食費は、愛知県が支給するため、市からの就学援助費の支給はございません。

(\*4) 対象疾病とは、トラコマ・結膜炎・白せん・かいせん・膿かしん・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯をいいます。

(\*5) 申請の際は、『クラブ活動費用具等購入報告書』に『領収書』『内訳書（レシート）』を添付したうえで、在学する中学校にご提出ください。なお、領収書を購入店にて発行する場合、購入者氏名（保護者または生徒氏名）・購入品目・購入日・金額の記載、並びに購入店の印鑑の押印が必要です。また、領収書の日付は、認定月以降のものに限ります。申請は、年度一回限りです。

### 4 年度スケジュール（予定）

4月	7月	12月	3月
随时申請受付 (令和7年4月～令和8年3月)	審査結果通知 (7月上旬)	1学期分支給 (7月中旬)	2学期分支給 (12月中旬)

### 5 注意事項

- ◆ 申請は随时受付けておりますが、年度途中で申請した場合の支給対象は、認定した月以降に掛かった費用に限られます。
- ◆ 受給審査時や認定後の年度途中において、認定要件の確認を行います。結果によっては、認定取消となる場合があります。
- ◆ 世帯状況に異動があった場合（婚姻等）は、再審査の対象となりますので、速やかにご連絡ください。
- ◆ 本制度は、学校徴収金を免除するものではありません。月々の学校徴収金は必ずお支払いくださいようお願いします。なお、学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当させていただきますので、ご了承ください。